

奈良県地域の交通安全サポート事業所



登録番号 108

(フリガナ) 事業所名	(ナラベンダー-カブシキカイシャ) 奈良ベンダー株式会社
所在地	〒634-0822 奈良県橿原市烏屋町3番8号
電話番号	0744-28-2280
FAX	0744-28-2281
URL	http://www.inryo.co.jp
活動の内容	(「交通安全サポート事業所等活動メニュー」のとおり。) 合計20点
現在の活動状況	① 現在、交通安全活動を実施している。 ② 新たに交通安全活動を始める。
事業所等のPR等	人々にうるおいを届けている企業の責任として、会社の奏で“より役立つ憩いの場”を提案しつづけます。時代の流れに沿う環境保全活動や地域社会との共生など、様々な取り組みを行うことで、お客様と地域社会に愛される会社として成長できるよう、これからも努めていく覚悟です。

交通安全サポート事業所等活動メニュー

G 従業員等の交通安全意識の向上		点数
①	事業所等内報に交通安全の記事を積極的に掲載します。	1
②	Eメール、交通事故速報、ポスター等様々な媒体による事業所等内広報を行います。	1
③	事業所等用自動車に、「交通安全」、「安全運転宣言車」、「交通事故のないやすらぎの大和路づくり」等のステッカーやシールを貼付して走行します。	3
④	後部座席を含め、全ての座席のシートベルトの着用を事業所等で徹底します。	2
⑥	従業員等に対し、交通事故の発生状況、交通事故防止対策等の情報を提供します。	1
⑦	事業所等において、飲酒運転の根絶宣言を行い、「飲酒運転根絶事業所」等であることを表示します。	2
H 従業員等に対する交通安全教育		
①	運転時の全席シートベルト着用の指導を徹底します。	2
②	夕暮れ時における早めのライト点灯の指導を徹底します。	2
③	事業所等で宴会等がある場合は、帰宅の方法について確認し、飲酒運転禁止を徹底します。	1
⑤	従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底します。	1
I 車両の安全性の確保		
①	事業所等用車両及びマイカーについて、法定点検の確実な実施を行います。	3
②	事業所等用車両の一斉点検、運転前点検の義務づけ、運転記録の確実な記録と点検実施等、車両の適正管理を行います。	1
合計点数 (7 点 以上)		20

(点数の基準)

- 1点 すぐに実施できる比較的簡単なもの
- 2点 実施するには一定の拘束時間や人手等を提供する必要があるもの
- 3点 資金提供を行う等の負担がかかるもの

令和元年度活動

○2019年4月18日、橿原市と（一社）橿原市観光協会、弊社の3者で「観光振興の官民連携・協働に関する協定」を締結。安全で安心な観光巡りをめざして、民間資源の活用により地域住民の関心を高めて、観光・防災（地域の安全安心）の両面で地域社会に貢献する仕組みづくりに取り組む。



○2019年9月19日、赤い羽根共同募金奈良県共同募金会と弊社で「安全・安心なまちづくり推進の連携・協働に関するパートナーシップ協定」を締結。多様な主体が「安全・安心なまちづくり」をキーワードに【地域福祉・防災・防犯・交通安全】に取り組み、地域社会に貢献する仕組みづくりを促進。地域の自主的な参加を促して住民の関心を高め、地域コミュニティの自助・共助をより一層高めることを目指す。日常生活から社会貢献につなぐ活動で地域を元気にします。

活動内容



G・従業員の交通安全意識の向上

- ①、②交通安全記事・ポスター等を社内広報板に貼付けて事例を紹介。月初の会議で具体例を参照し指導。
- ③奈良の鹿愛護会様との協業の交通安全運転を啓発するステッカーを活用し、営業車両へ貼付。
- ④仕事中はもちろん休日、自家用車の利用時も全席シートベルト着用が義務化であることを改めて指導。休日も運転中の電話（イヤホン使用）禁止（エンジン停止後の通話を指導）。交通安全指導パンフレットを社内広報板に掲示。2019年10月からの自転車条例の説明と自転車保険加入の指導をする。

⑥新聞の交通事故発生記事を社内広報板に掲示。会議でその事例を紹介し、安全運転と事故防止の指導。会社周辺の道路において事故が多い場所を紹介、通行時の注意点を指導。

⑦「ストップ飲酒運転」のポスターを掲示し、社員に飲酒運転の根絶事業所であることを喚起。

H・従業員等に対する交通安全教育

①、②、⑤ 安全運転指導として事例を紹介し、運転時の具体的な注意点を指導。

③懇親会時は、全社員に具体的な帰宅方法を確認。特に飲酒するものにはハンドルキーパーが誰であるかまで個別に確認。

I・車両の安全性の確保

①、② 毎月月初に車両担当者から、社員個別に点検簿を確認。月初の営業会議で実施内容の再確認。運転前の日常点検では、事故を未然に防ぐ重要点検箇所として、タイヤ空気圧の確認を重視。

平成30年度活動

活動内容

G 従業員の交通安全意識の向上

①、②交通安全記事・ポスター等を社内広報板に貼付けて事例を紹介。

月始の会議で具体例を参照し指導。

③奈良の鹿愛護会様との協業の交通安全運転を啓発するステッカーを活用し、営業車両へ貼付。

④仕事中はもちろん休日、自家用車の利用時も全席シートベルト着用が義務化であることを改めて指導。交通安全指導パンフレットを社内広報板に掲示。

⑥新聞の交通事故発生記事を社内広報板に掲示。会議でその事例を紹介し、安全運転と事故防止の指導。

会社周辺の道路において事故が多い場所を紹介、通行時の注意点を指導。

⑦「ストップ飲酒運転」のポスターを掲示し、社員に飲酒運転の根絶事業所であることを喚起。

H・従業員等に対する交通安全教育

①、②、⑤安全運転指導として事例を紹介し、運転時の具体的な注意点を指導。

③懇親会時は、全社員に具体的な帰宅方法を確認。

特に飲酒するものには、ハンドルキーパーが誰であるかまで個別に確認。

I・車両の安全性の確保

①、②毎月1日に車両担当者から、社員個別に点検簿を確認。

月初の営業会議で実施内容の再確認。

運転前の日常点検では、事故を未然に防ぐ重要点検箇所として、タイヤ空気圧の確認を重視。

平成29年度活動

活動内容

G 従業員の交通安全意識の向上

- ①、②交通安全記事・ポスター等を社内広報板に貼付けて事例を紹介。
月始の会議で具体例を参照し指導。
行政から頂いた広報物を社内広報板に掲示。
- ③奈良の鹿愛護会様との協業の交通安全運転を啓発するステッカーを活用し、営業車両へ貼付。
- ④仕事中はもちろん休日、自家用車の利用時も全席シートベルト着用が義務化であることを改めて指導。交通安全指導パンフレットを社内広報板に掲示。
- ⑥新聞記事を社内広報板に掲示。会議でその事例を紹介し、安全運転と事故防止の指導。
- ⑦「ストップ飲酒運転」のポスターを掲示し、社員に飲酒運転の根絶事業所であることを喚起。

H・従業員等に対する交通安全教育

- ①、②、⑤安全運転指導として事例を紹介し、運転時の具体的な注意点を指導。
- ③懇親会時は、全社員に具体的な帰宅方法を確認。
特に飲酒するものには、ハンドルキーパーが誰であるかまで個別に確認。

I・車両の安全性の確保

- ①、②毎月1日に車両担当者から、社員個別に確認。
月初の営業会議で実施内容の再確認。
運転前の日常点検では、事故を未然に防ぐ重要点検箇所として、タイヤ空気圧の確認を重視。

平成28年度活動

活動内容

G 従業員の交通安全意識の向上

- ①、②交通安全記事・ポスター等を社内広報板に貼付けて事例を紹介。
月始の会議で具体例を参照し指導。
行政から頂いた広報物を社内広報板に掲示。
- ③奈良の鹿愛護会様との協業の交通安全運転を啓発するステッカーを活用し、営業車両へ貼付。
- ④仕事中はもちろん休日、自家用車の利用時も全席シートベルト着用が義務化であることを改めて指導。交通安全指導パンフレットを社内広報板に掲示。
- ⑥新聞記事を社内広報板に掲示。会議でその事例を紹介し、安全運転と事故防止の指導。
- ⑦「ストップ飲酒運転」のポスターを掲示し、社員に飲酒運転の根絶事業所であることを喚起。

H・従業員等に対する交通安全教育

- ①、②、⑤安全運転指導として事例を紹介し、運転時の具体的な注意点を指導。
- ③懇親会時は、全社員に具体的な帰宅方法を確認。
特に飲酒するものには、ハンドルキーパーが誰であるかまで個別に確認。

I・車両の安全性の確保

- ①、②毎月1日に車両担当者から、社員個別に確認。
月初の営業会議で実施内容の再確認。
運転前の日常点検では、事故を未然に防ぐ重要点検箇所として、タイヤ空気圧の確認を重視。